

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和五年九月十二日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年六月十九日奈良県指令郡土第二一一号

令和五年八月二日奈良県指令郡土第二一十一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年八月十日郡土第六六七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市鹿ノ台北一丁目二一番一五及び二一番一六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府豊中市中桜塚五丁目三番五〇一―一〇二号

土屋亮壽

生駒市松美台一〇八番三〇五

古川博彬

一 許可番号

令和五年六月十九日奈良県指令郡土第二一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年八月二十九日郡土第六六八号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年八月二十九日郡土第二三〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市指柳町二四〇番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市櫛本町九七〇番地

株式会社あおぞらホーム 代表取締役 青木俊文

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市指柳町二四〇番八の一部

下水道 天理市指柳町二四〇番八の一部